

期間業務職員の募集について

内閣府公益認定等委員会事務局では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員（公益認定等委員会事務局）

※非正規雇用

2. 業務内容

公益認定等委員会事務局は、公益法人制度改革の推進のため設立された公益認定等委員会を補佐する業務を行っています。

3. 職務内容

一般事務

（具体的には、PC(パソコン)を使った資料作成・管理・発送、コピー作成・配付、旅費等の支給に係る業務、電話・メール・来客対応、秘書業務、簡単な清掃等、その他常勤職員等の補助事務的な業務を担当していただきます。）

4. 募集人数

1名

5. 募集対象

次の条件に該当する方

① 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

② 基礎的なPC操作が可能な方（Word、Excel、PowerPoint 等）

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和6年8月1日（応相談）

(2) 雇用期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

（採用後、1か月間は条件付採用期間となります。）

※勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、再採用されることもあります。

7. 給与

内閣府の内規に基づき支給されます。

(1)日 給

9,260円～ 11,090円(職務経歴による)

※ 上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、ご承知おきください。

(2)支払日

原則毎月16日(給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給)

(3)諸手当

○通勤手当(実費、1か月当たり上限55,000円、定期券にあつては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)

○住居手当(支給要件に該当する方のみ。毎月の家賃額に応じて月額28,000円以内)

(4)超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5)賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。(年2回(6月及び12月))

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され、退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度(長期給付)への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用(非常勤職員)

11. 勤務条件

(1)勤務時間

原則として、午前9時30分から午後6時15分まで(正午から午後1時までの60分間は休憩時間)(土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。)

なお、組織の業務の都合により、所定勤務時間を変更する場合があります。

(2)休暇

年次休暇10日

(一定の条件を満たした場合、半年経過後に付与。再採用時に繰越可)。

夏季特別休暇3日間(7月～9月の間に取得可能。)

12. 勤務地

内閣府公益認定等委員会事務局

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

【最寄り駅】

- 東京メトロ日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」より徒歩2分
- 東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」より徒歩5分
- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」より徒歩5分

13. 応募方法

(1)提出書類

- 履歴書(市販のもので可、写真貼付)
- 職務経歴書(過去どのような業務に従事していたのかわかるもの)

(2)提出方法

郵送(封筒の表面に「**期間業務職員応募書類在中**」と朱書してください。)

(3)提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

内閣府公益認定等委員会事務局総務課 松本 宛て

(4)提出締切

令和6年7月12日(金)必着(※持込不可)

※選考は順次行い、採用者が決定次第、締切りとさせていただきます。

14. 選考方法

○ 1次選考 書類審査

○ 2次選考 面接

※ 書類審査(1次選考)の上、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、面接の日時、場所等をご連絡いたします(面接書類が届き次第順次行います)。

※ 応募書類は、原則返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

※ 採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、マイナンバーカードの取得の手続きをあらかじめしていただくことになります。

15. 問い合わせ先

担当：内閣府公益認定等委員会事務局総務課 松本

電話：03-5403-9523